

2020年3月11日

東芝機械株式会社  
取締役会 御中

株式会社オフィスサポート  
代表取締役 池田 龍哉



拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は3月9日付書簡でもお伝えした通り、弊社を含む公開買付者グループ（以下「弊社ら」といいます。）は、本公開買付けの実施を機に、貴社経営陣の皆様が企業価値及び株主価値に対する責任を真摯に捉え始めたことを評価しております。経営改革プランを策定し、「不退転の決意と覚悟を持って邁進する所存」と表明され、これまでの不誠実な経営や、それによるリストラの実施に対して役員として責任を取られ、役員報酬の一部を自主返上されたことは大きな前進です。弊社らとしては、貴社経営陣の皆様がROE目標8.5%を達成すれば必然的に株価は向上していくものと考えています。そもそも、弊社らが本公開買付けを実施した目的は、貴社のコーポレート・ガバナンス向上にあるところ、本公開買付けの実施により、一定の成果が出たのではないかと考えております。

これまでの繰り返しとなりますが、弊社らは、コーポレートガバナンス・コード基本原則5【株主との対話】に則った貴社との建設的な対話を望んでおります。貴社が発表された中期経営計画について、貴社は他の機関投資家に個別にご説明されているようですが、弊社らに対しては、いまだにご説明の機会をいただけておりません。弊社らは、株主としての立場において他の機関投資家と異なる取り扱いを受ける合理的理由はないものと考えておりますので、貴社経営陣の皆様に対し、対話の機会を設けていただくよう改めてお願い致します。また、本質問状の弊社回答について説明が必要な点がございましたら、ご説明に上がりますので、対話の機会を設けていただけますようお願い致します。

弊社らは貴社とむやみに敵対し、徒に紛争を拡大させることは望んでおりません。弊社らと貴社の対立で、最も得をするのは貴社のアドバイザーです。今回の質問状も貴社のIR関連業務をご担当されるアドバイザーが作成されたと存じますが、貴社の企業価値及び株主価値向上に資するものとはいえ、あまり意味のある内容とは思えません。これらアドバイザーが貴社に対してどのようなアドバイスをされているのかは定かではありませんが、本来であれば不必要な費用が浪費され、株主価値が毀損されるような状況は回避すべきではないでしょうか。弊社らが望むことはたった一つ、貴社が真摯に企業価値向上及び株主価値向上に取り組むことにより、PBR1倍以上の株価を実現していただくことです。

貴社から2020年3月9日に送付された「公開買付者に対する質問状」と題する書面に記載されているお尋ねに以下のとおり回答します。

1. そもそも、貴社の資本政策を決定されるのは取締役会の皆様であり、弊社は、一株主

に過ぎません。弊社らは、株主としての立場より、貴社の上場企業としてのあるべき姿をお伝えし続けているものです。弊社らは、本公開買付けを開始した後に、貴社が新たな中期経営計画を2月4日に公表されたことから、その内容を検討し、弊社らが考える貴社の適正な自己資本の水準を踏まえ、貴社のROE向上の観点から、まずは貴社が保有するニューフレアテクノロジー株式の売却キャッシュフローの内、特別配当を除く最低約120億円を余剰資金として株主の皆様へ還元していただきたい旨の提案を改めてさせていただきました。従いまして、貴社の新しい中期経営計画を踏まえた現時点における弊社らの貴社に対する提案は、上記120億円の株主還元となります。その後は、貴社が新しく策定された経営改革プランに基づいて行おうとされている投資の状況も踏まえつつ、コーポレートガバナンス・コード基本原則5【株主との対話】に則り、貴社の最適な資本政策について弊社らと建設的な対話を行っていただきたいと思っております。

なお、繰り返しとなりますが、貴社が発表された新しい中期経営計画について、貴社は他の機関投資家に個別にご説明されているようですが、弊社らに対しては、いまだにご説明の機会をいただけておりません。貴社からのご説明のない中、弊社らとして合理的と考える提案をさせていただいておりますが、貴社経営陣の皆様に対し、弊社らとの対話の機会を設けていただくよう改めてお願い致します。

2. 貴社取締役会宛ての3月9日付け書簡は、公開買付者が訂正届出書を提出した3月6日より後に送付されたものであり、訂正報告書の記載内容に書簡の内容が反映されていないのは当然のことです（現時点において具体的に確定しているものではありませんが、議決権保有割合を低下させることを検討することも可能と判断したのも、3月6日付け訂正届出書提出より後のことです。）。3月9日付け書簡の内容は、必要に応じて、3月6日付け訂正届出書の提出以後に発生した事実として、追って、今回の貴社とのやり取り等を含めて新たな訂正届出書に記載して提出する予定です。
3. 野村絢氏は、弊社の共同保有者として平成30年11月20日から貴社株式に投資した方であり、また、機関投資家の方から弊社に対して「野村絢氏に当初東芝機械を投資対象にした理由について話してもらえないか」との要望があったため、弊社から野村絢氏にそのテーマで話してほしいと依頼し、お引き受けいただいたものです（貴社に対する提案内容等については、弊社の福島から説明を行います。）。村上氏と公開買付者グループに関しては、貴社のご質問の前提が事実誤認であることは、公開買付者が提出した対質問回答報告書から明らかです。貴社におかれては、一般株主に誤解を与えるような言動は控えていただきたく、お願い申し上げます。

敬具